

こんにちは。今回の私の一般質問は、市民の参画力を高めるまちづくりについて、3項目について質問いたします。

(1)、公文書の取扱いについて。

公的文書、公文書は、行政機関及び公務員が職務権限に基づいて作成した文書とされ、運転免許証、住民票等を含む行政文書などのことです。公文書の管理、保存は、行政が政策決定の過程や結果を記録、保管し、行政の適正な管理と説明責任を果たすために行われるものです。このように市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、市民共有の知的資源です。市政の地域活動等に参画する市民が主体的に活用できることが必要です。

ア、公文書保存について。

市の公文書管理、保存は、規程によって、永年、10年、5年、1年の保存とされています。

質問1、それぞれの保存区分の基準は別表、分類表によるとされていますが、その内容は全職員に明示されているのでしょうか。市民に公開されているかも併せてお伺いします。

質問2、現在、市では電子的管理が中心となってきています。電子ファイル、データの管理、保存には、電子ファイル特有の対応が必要な点があると思いますが、現在の規程で対応できているのか、お伺いします。

質問3、紙での保存は不要となったのでしょうか。電子的保存と併用されているのでしょうか。将来的には全て電子的管理となり、データのない手書きの申請書や会議録メモなどはすぐに廃棄されることになるのでしょうか。今後の対応についてお伺いします。

イ、公文書の公開について。

国際的には、時の経過を考慮して、公開制限は30年以内とする30年ルールがあります。これは、作成から30年たった資料は原則公開とすべきというもので、国際文書館評議会、ICAが1968年に決議、勧告したものです。人の利害や社会情勢の変化に伴い、個人情報や国家の重大な不利益につながるリスクが減少する期間が30年であるという考えに基づいています。

質問4、保存期間30年を過ぎた公文書について、市民への公開を原則とした対応をすべきです。少なくとも紙ベースの文書目録等に加え、ホームページなどから容易に、どのような文書が保存されているのかを検索できるようにすべきです。市長の見解をお伺いし

ます。

質問5、電子データの公開に当たっては、現在と同様、データ、すなわちCDなどでの公開となるのでしょうか。ソフト、アプリ、保存方法の変化によって読み出せない文書が発生することはないのでしょうか。仕様変更等、今後の公開データの取扱いについてお伺いいたします。

質問6、今後、公文書の管理、保存は電子的管理へ、公開は紙媒体から電子媒体へと移行することが国の施策として方向づけられています。自治体においても、これらの変化に耐え得る制度が求められています。制度設計に当たっては、市民が公文書を主体的に活用し、市政への参画に際して役立てることができる制度でなければならないと考えます。電子データを含めた公文書の管理、保存の制度を、30年ルールの適用を踏まえ、検討すべきです。市長の見解をお伺いします。

(2)、市民とつくる社会教育について。

ア、社会教育の実施体制について。

社会教育は、生涯学習センターだけで実施するものではなく、広く地域で活躍する様々な人材育成に関わる概念です。すなわち、地域社会で行われる組織的な学習活動全般を指すもので、社会教育会館、公民館、生涯学習センターでの講座、美術館、博物館や図書館の利用、趣味の活動や学習会など、青少年から成人、高齢者まで幅広い世代が主体的に学び、人づくり、地域づくり、つながりづくりに貢献することを指すものです。国は、社会教育の推進のため、2020年に社会教育主事の講習修了者等に社会教育士の称号を付与する制度を創設しました。

質問7、市職員において、社会教育主事の任用資格及び社会教育士の資格を持つ者を把握しているかをお伺いします。

質問8、資格保持者が社会教育の専門性を発揮できる部署に就いているかについて、現状をお伺いします。

イ、自主グループ講師派遣事業について。

生涯学習における自主グループ講師派遣事業は、地域で活動する様々な団体が研修に活用しています。しかし、ここ2年ほど、申請しても対象外とされる団体があると聞きます。

質問9、申請団体の増減、対象となる団体の増減等の運用状況及び選定基準等についての現状をお伺いします。

質問10、市民が自主的、主体的に学ぶことをより進めるために、より事業を推進する

方向での運用が必要であると考えます。市長の見解をお伺いします。

(3)、東京外郭環状道路工事について、連続36回目の質問です。

ア、中央ジャンクション南側ランプトンネル工事について。

Bランプシールドマシンは、2025年9月1日7時時点ではBランプ立て坑から261メートルのところにいて、段取り替え作業のため、掘削作業を一時停止しています。9月中旬から工事ヤードを出て、住宅地の下を掘削する予定です。一方、Fランプシールドマシンは、9月1日現在、Fランプ立て坑から106メートルのところにあり、段取り替え作業のため、掘削作業を一時停止しています。これから仙川の下を掘削し、その後、住宅地へと掘進する予定です。

質問11、これから掘削予定の住宅において、地上の住宅の家屋調査はいつ実施され、何%が完了しているかを把握しているでしょうか。

質問12、事業者は家屋調査について、新築、リフォームした家屋については申出があれば調査するとしています。新築、リフォームが何件あるか、把握しているでしょうか。

質問13、今回掘削する予定地に建っている住宅で家屋調査の対象となる全ての住宅に対して、そのお宅の下でシールドマシンによるトンネル工事が開始されること、家屋調査を実施していることの情報提供を市からすべきです。適切な情報提供について、市長の見解をお伺いします。

イ、中央ジャンクション蓋かけ上部空間の暫定開放について。

中央ジャンクションの中央高速から北側の部分は、地下に埋設するランプトンネル部分の工事が完了し、ほぼ作業が完了したかのように見えます。その一部分に暫定開放広場が開設される予定で、現在、整備作業が始まっています。

質問14、工事ヤード内の暫定開放広場の具体的な整備内容をお伺いします。

質問15、暫定開放広場は、事業者、すなわち国交省の所有地です。使用料は発生するのでしょうか。整備自体の費用は発生するのでしょうか。具体的な市の費用負担についてお伺いします。

質問16、暫定開放広場の維持管理の方法、運用の責任の所在、費用分担についてお伺いします。

質問17、暫定開放広場の利用期間、今後についてどのような説明を受けているのかについてお伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。自席での再質問を留保いたします。御答弁よろしく
お願いします。